

資料3

「第7期生駒市障がい者福祉計画(案)」に対するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方

No	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
1	P65～P67 地域生活支援拠点等の充実、相談支援体制の充実・強化等	精神障がい者の地域生活は、今なお多大な家族の負担により支えられており、予期せぬ時に生じる症状の悪化により自傷他害の事件にならぬよう、緊急時の相談、対応受け入れ体制の整備は喫緊の課題です。事前に病歴、生活状況、福祉医療サービスの利用状況を登録する制度の創設や、専門職が対応する相談窓口、電話を設置し、緊急時に訪問看護、居宅介護、病院など関係機関につないでワンストップで対応できるしくみの整備をしていただきたい。また、24時間365日利用できるようにしてください。	精神障がいの方の状態や病状の変化への対応としては、医療的な判断も要することから、基本的には奈良県の精神科救急医療情報センターにおける、24時間365日対応の緊急的な精神医療相談の電話受付をご利用いただくことを想定しております。また、地域生活支援拠点等における「緊急時受入れ事業」については、主に介護者の急病等の緊急時に、障がい種別に関わらない受入れ体制をすでに整備しておりますが、ご意見いただいた内容も参考させていただきながら、支援にあたる訪問看護や障がい福祉事業所等の間でより協力し合えるネットワーク構築を含めた体制のさらなる充実に引き続き取り組んでまいります。	原案のとおりとします。
2	P40 居住系サービスの充実	障がい者の親の高齢化が著しい現在において、バリアフリーのグループホームができるだけ早く実現していただきたい。	これまでグループホームの整備を促進するため、空き家を活用してグループホームを新規開設した際の防犯やバリアフリー化に係る整備費等について補助を行う生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金交付制度(P50掲載)などにより、市内においても徐々に整備が進んでいる状況です。グループホーム建設は事業者主体であり、奈良県の指定を要するのですが、施設開設に係る相談等があった場合には、ご意見いただいた内容を踏まえたニーズ等を事業者へお伝えするとともに、地域で受け入れられやすい環境づくりを目指し、市民等への障がい者理解啓発などにも引き続き取り組んでまいります。	原案のとおりとします。

No	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
3	P65 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	障がい者数の増加、障がい者の重度化、高齢化、「親亡きあと」を見据えて、障がい者が地域で安心して暮らしていくよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を早急に実現していただきたい。	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、奈良県とも連携を図っているところであります、引き続き障がい者地域自立支援協議会等も活用しながら、協議検討を進めてまいります。	原案のとおりとします。
4	P66 地域生活支援拠点等の充実	精神障がい者当人の突然起こる状態変化に対して、訪問看護師に対応してもらえることは、当事者および家族が地域で安心して暮らすためには、とても必要な支援です。精神科訪問看護事業所の緊急時対応を含め、「緊急時受入れ事業」の充実、関係機関のネットワーク構築を実現していただきたい。	精神障がいの方の状態や病状の変化への対応としては、医療的な判断も要することから、基本的には奈良県の精神科救急医療情報センターにおける、24時間365日対応の緊急的な精神医療相談の電話受付をご利用いただくことを想定しております。また、地域生活支援拠点等における「緊急時受入れ事業」については、主に介護者の急病等の緊急時に、障がい種別に関わらない受入れ体制をすでに整備しておりますが、ご意見いただいた内容も参考させていただきながら、支援にあたる訪問看護や障がい福祉事業所等の間でより協力し合えるネットワーク構築を含めた体制のさらなる充実に引き続き取り組んでまいります。	原案のとおりとします。